

男女共同参画社会の実現に向けて

STOP

ドメスティック・バイオレンス

配偶者からの暴力(DV)は、
犯罪となる行為をも含む
重大な人権侵害です。



● 愛媛県 ●

■ ドメスティック・バイオレンス(DV)をご存知ですか?

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「DV」は直訳すると、「家庭内暴力」となりますが、一般的には「配偶者や恋人などの親密な関係にある又はあった相手から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。

暴力には「身体的暴力」だけでなく「精神的暴力」「性的暴力」などがあります。

身体的暴力

- なぐる
- 蹤る
- 首を絞める
- 物を投げつける
- 刃物を突きつける
- 腕をねじる
- 身体を傷つける
可能性のある物で
なぐる

精神的暴力

- 大声で怒鳴る
- 「誰のおかげで生活でき
るんだ」「甲斐性なし」
などと言う
- 何を言っても無視して
口をきかない
- 実家や友人とつきあう
のを制限したり、携帯電
話や手紙をチェックした
りする
- 生活費を渡さない
- 子どもに危害を加えると
言って脅す

性的暴力

- いやがっているのに
性行為を強要する
- 見たくないのに
ポルノビデオや
ポルノ雑誌を見せる
- 中絶を強要する
- 避妊に協力しない

暴力の多くは、何種類かの暴力が重なって起こっています。

暴力は繰り返され、次第にエスカレートする傾向があるため、DVは早期の発見・対応が必要です。

DVにはサイクルがあります

DVには多くの場合、サイクルがあります。とても乱暴であったり、一転して反省し、別人のように優しくなったりということを繰り返します。このサイクルは加害者の逮捕や起訴といった外部からの決定的な介入がない限りなかなか止められません。月日の経過とともにサイクルの速度が増し、暴力の頻度が高まったり、深刻化したりする傾向があります。



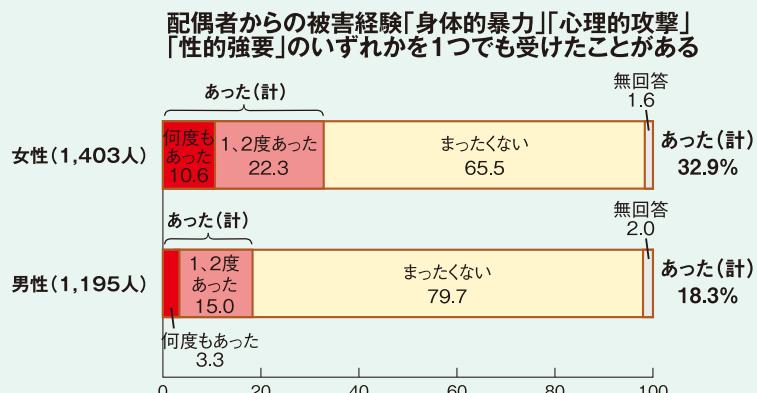
DVに対して誤った考え方をもっていませんか？

Q. DVと夫婦げんかはどう違うのでしょうか？

A. 夫婦げんかは、対等な立場で意見をぶつけあうことです。一方、DVとは、力の強い者から弱い者へ一方的に加えられる暴力です。相手を支配するための手段として、暴力をふるいます。

Q. DVは一部の特別な家庭で起きているのでしょうか？

A. DVはすべての人に起こる可能性があります。内閣府が平成23年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から、「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある女性は32.9%とおよそ3人に1人となっています。また、いずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」という人は、女性では10.6%にのぼり、およそ10人に1人となっています。



Q. 暴力をふるわれる側にも問題があるのでしょうか？

A. 加害者は、自分を正当化するために、暴力をふるう理由を「お前が悪いからだ」などと言って被害者の側に転嫁したり、暴力を大したことではないと、過小評価したりします。

しかし、暴力をふるう側に正当な理由がない場合がほとんどです。どんな理由があっても暴力は許されるものではありません。

Q. 加害者は特別なタイプの人でしょうか？

A. 加害者は、年齢、職業、収入、学歴などに関係がなく、特定のタイプはありません。

また、普段から言動が粗暴な人もいれば、人当たりが良く社会的にも信用があり、とても暴力を振るっているとは考えられない人もおり、被害を訴えても周囲がそれを信じないことがあります。

暴力の背景には、男女の対等なパートナーとしての意識の欠如があります。

Q. なぜ被害者は逃げないのでしょうか？

A. 被害者は心身ともに傷つき、自信をなくし、逃げる力を失ってしまい、「逃げない」だけでなく、「逃げられない」状態になっています。

被害者が働いていない場合は、経済的に自立することの困難さ、子どもがいる場合は親としての責任感や罪悪感に悩むでしょう。また、加害者からの報復を恐れ、逃げ出せない心理状態に陥っていることもあります。逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など、失うものが大きいこともあります。

Q. 被害者は時に加害者をかばうような言動をするのはなぜでしょうか？

A. 加害者は、「お前が悪いからだ」、「教育してやっている」などと言い、被害者に責任転嫁するため、被害者は「私が悪かったから、暴力をふるわれても仕方ない」と思い込んでしまいます。「私さえきちんとすれば、いつか暴力をふるわなくなるのではないか」との期待や、加害者への愛情から、また、子どものために家庭を崩壊させたくないなどの思いから、加害者をかばうような言動をとってしまうこともあります。

Q. DVは大人だけの問題でしょうか？

A. DVは大人だけの問題ではなく、若い世代でも多く起こっています。若い世代の恋人間で起こる暴力のことを「デートDV」といいますが、暴力の種類や内容は、DVと同じです。

10～20歳代で「恋人が現在いる、または過去にいた」人のうち、女性12.1%、男性6.9%の人に交際相手からの被害経験があることがわかりました。（平成25年度に愛媛県が実施した「高校生のためのDV未然防止講座」及び「大学生向けDV防止啓発講座」におけるアンケート調査より）

最近では、携帯電話のチェックにより、相手を束縛するケースも多いようです。相手を大切にすることと束縛することを取り違えている場合が多いことも問題です。

DVが与える影響は重大です

被害者に与える影響

被害者は、身体的にも精神的にも傷つけられます。

被害者は暴力により、骨折や打撲、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD(post-traumatic stress disorder：心的外傷後ストレス障害)に陥る、うつ病になるなど、精神的な影響を受けることもあります。加害者に殺意を抱いたり、自殺を考えたりすることもあります。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）とは

生死に関わるような災害や脅威が及ぶような出来事(トラウマ)を体験することによって生じる様々なストレス障害のことをいいます。

- 主な症状**
- 意図しないのに外傷的な体験が繰り返し思い出されたり、夢に登場する。
 - 体験を思い出すような状況や場面を、意識的または無意識的に避け続ける。
 - あらゆる物音や刺激に過敏になったり、不眠やイライラが続く。



子どもに与える影響

暴力を目撃することで、子どもにも様々な心身の症状が表れます。

DVが起こっている家庭で育った子どもは、自尊心が乏しく、自己肯定感が失われてしまいかがちです。人間に対する不信感、力で支配する事への肯定感を持ちやすくなります。

- 暴力の目撃者となることは、子どもに多大なストレスを与えるため、問題行動、多動などの様々な心身の症状として表れることがあります。
- 暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパートンから、感情表現や問題解決の手段として、暴力を用いることを学習することもあります。
- 子どもの目の前で配偶者に暴力を振るうことは、児童虐待にあたります。

配偶者からの暴力を防止し 被害者を保護するための 法律があります

平成13年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」といいます)が制定されました。(平成16年、平成19年及び平成25年改正)

平成25年の一部改正では、適用対象が拡大され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法を準用することとされました。

○配偶者からの暴力とは？

『配偶者』には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性女性の別は問いません。また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

『暴力』とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動です。

○配偶者暴力相談支援センターとは？

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために、DV防止法に基づいて設置された施設です。

愛媛県は、現在、**愛媛県福祉総合支援センター**と**愛媛県男女共同参画センター**の2か所を配偶者暴力相談支援センターに指定し、次の業務を行っています。

配偶者暴力相談支援センターの業務

- 被害者に関する各般の問題についての相談
- 被害者の心身の健康を回復させるためのカウンセリング
- 被害者及びその同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護についての情報提供
- 自立して生活することを促すための就業、住宅等の情報提供、関係機関との連絡調整などの援助
- 保護命令制度の利用についての情報提供などの援助
- 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 等

(相談無料、秘密厳守、匿名相談可)

○保護命令とは？

配偶者から、身体に対する暴力や生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所は、被害者からの申立てにより、加害者に次のような命令を発することができます。

- 加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命令
退去命令
- 加害者が被害者につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令
接近禁止命令
- 被害者と同居している未成年の子への接近禁止命令
- 被害者に対する電話・電子メール等を禁止する命令
- 被害者の親族、支援者等への接近禁止命令

※保護命令の中請等に必要な情報提供は、配偶者暴力相談支援センター、警察等で行っています。

※保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

○通報について

配偶者からの暴力を受けている人を発見した場合は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることとなっています。

医師その他の医療関係者や民生委員・児童委員等の福祉関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、被害者の意思を尊重のうえ、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報できることとなっています。

※DV防止法における第三者からの通報は、夫婦のプライバシーの保護にも配慮し、
身体的暴力に限ったものになっていますが、被害者の意思を尊重してください。
通報しない場合は、相談機関の連絡先等の情報提供をお願いします。

※通報した方の秘密は堅く守られますし、通報は、守秘義務違反とはなりません。

愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例について

愛媛県では、暴力と虐待の根絶に取り組むことにより、県民一人一人が尊重され、安全に安心して暮らすことができる社会を実現するための条例を制定しています。(平成26年3月制定)

条例では、家庭内暴力等の防止及び被害者の保護等は、社会全体で解決すべき課題であるとの認識の下、県、市町、県民、事業者及び関係機関が相互に連携・協力し、被害者の立場に立った切れ目のない支援を基本として、推進されなければならないとしています。

愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の概要

愛媛県では、暴力のない、安心して暮らせる社会の実現を目指して、配偶者からの暴力を根絶し、被害者を守るための施策を一層推進するための基本計画を策定しています。(平成18年2月策定、平成21年2月、平成27年2月改定)

計画の基本的な理念

- 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- 夫婦間の個人的問題としてとらえるのではなく、社会全体の問題として取組み、解決していきます。

計画の基本的な目標と重点的な施策

基本目標I 暴力の根絶を目指す社会づくり

1. 配偶者からの暴力の防止のための意識啓発の推進
2. 若い世代における交際相手からの暴力の防止
3. 職務上関係する者の資質向上を目指した研修や啓発の充実
4. 情報収集の推進

基本目標II 保護体制の整備

1. 相談体制の充実
2. 一時保護体制の充実
3. 被害者保護体制の充実

基本目標IV 関係機関等の連携

1. 関係機関等の連携強化
2. 市町のDV施策への支援
3. 民間支援団体との協働体制の整備

基本目標III 被害者の自立支援

1. 自立支援に向けた体制の整備
2. 同伴児童に対するケアと支援の推進



DV被害について相談してください

あなたがDV被害を受けた時は、ひとりで悩まずに相談機関に相談してください。
相談は無料で、秘密は厳守されます。匿名でも相談できます。

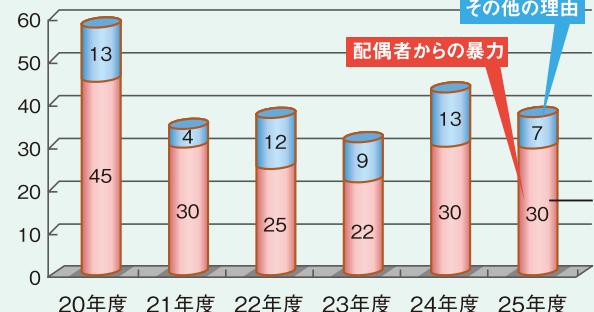
また、DV被害者に気づいたり、相談された場合は、相談先を教え、早く相談することをすすめてください。身近な方のDV被害についての相談も受け付けています。
早期の相談が被害を軽くする第一歩です。

愛媛県の配偶者暴力相談支援センター相談件数



相談件数は高水準で推移しています

愛媛県の一時保護件数



配偶者からの暴力により、
一時保護される人の割合が高くなっています

DVに関する相談機関の連絡先

□ 配偶者暴力相談支援センター

愛媛県福祉総合支援センター **089-927-3490**

愛媛県男女共同参画センター **089-926-1644**

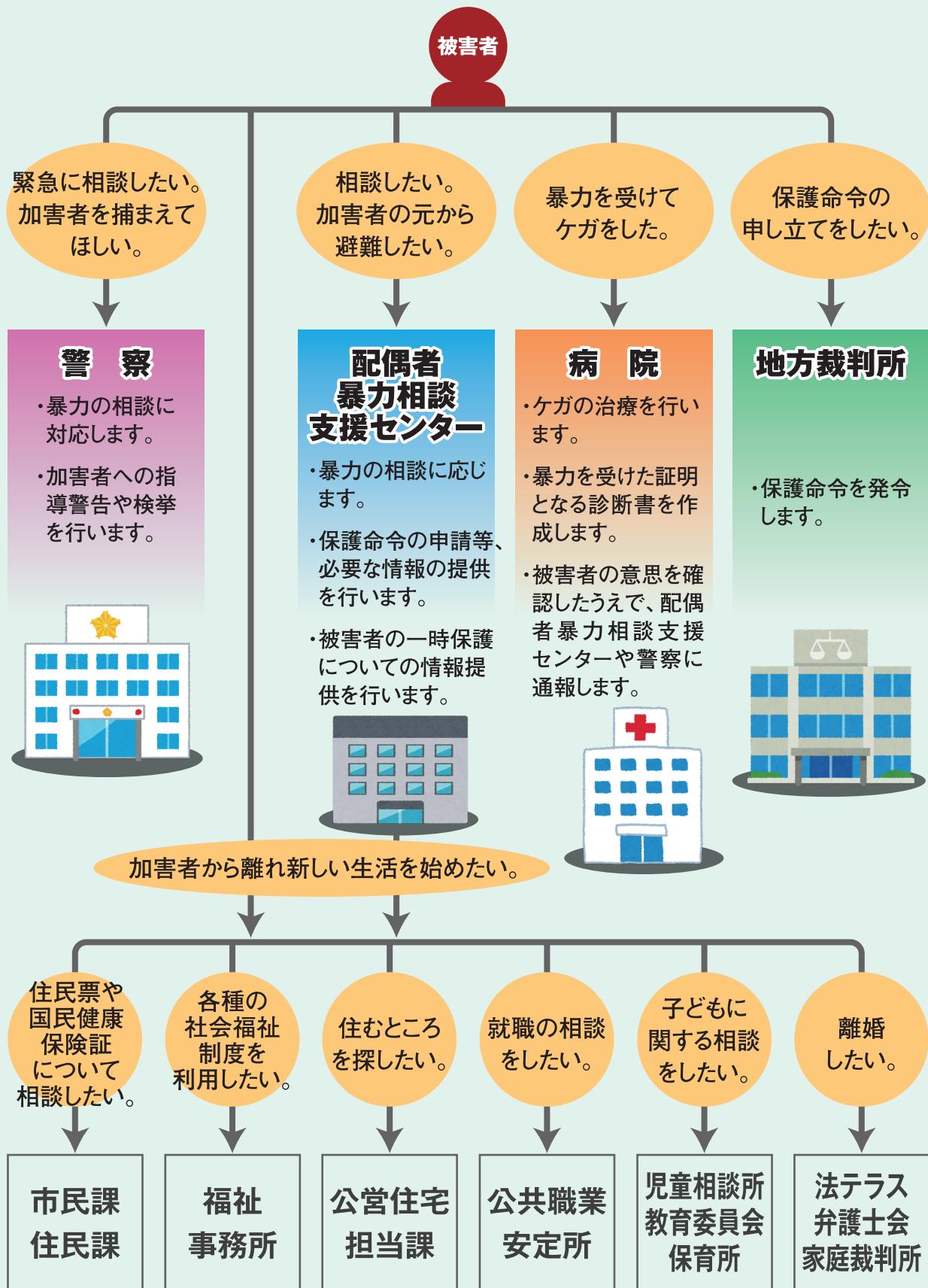
新居浜市配偶者暴力相談支援センター **0897-65-1480**

□ 警察本部警察総合相談室 **089-931-9110 #9110**

□ 県内各警察署の相談窓口

各警察署の代表電話番号
緊急時は110番

さまざまな機関で、被害者を支援しています



DVに関するご相談を受け付けています。

DV被害者に気づいたり、相談された場合は、次の相談先を教え、早く相談することをすすめてください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

早期の相談が被害を軽くする第一歩です。

通報
機関

■配偶者暴力相談支援センター

愛媛県福祉総合支援センター	電話相談 月～金 8:30～17:15 女性のための夜間電話相談 毎日 18:00～20:00	089-927-3490
愛媛県男女共同参画センター	火～金 8:30～17:30 土・日 8:30～16:30	089-926-1644
新居浜市配偶者暴力相談支援センター	月～金 8:30～17:15	0897-65-1480

通報
機関

■警察署

警察本部警察総合相談室	月～日 24時間 (夜間・土・日・祝日は) 当直対応	089-931-9110 #9110
県内各警察署の相談窓口		各警察署の代表電話番号 緊急時は110番

■生活・児童・家庭などに関する相談窓口

東予地方局地域福祉課	月・火・木・金 8:30～17:00	0897-56-1300 (東予地方局代表電話)
南予地方局地域福祉課		0895-22-5211 (南予地方局代表電話)

その他、法務局、各市町にも相談を受け付ける窓口があります。

※DV相談ナビ(0570-0-55210)で、お近くの相談窓口をお答えします。

発行／愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

TEL:089-912-2332 FAX:089-912-2444

E-mail:danjokyodo@pref.ehime.jp



女性に対する暴力根絶
のためのシンボルマーク